

京都府公報

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町
発行所 京 都 府
政 策 法 務 課
電話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入
印刷所 中 西 印 刷 株 式 会 社
電話 (075) 441-3155

目 次

告 示	ページ		
○土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届 出区域の指定 (山城北保健所)	501	○林地開発行為に係る事業計画書の縦覧 (山城広域振興局)	503
○保安林の指定予定の通知 (南丹広域振興局)	〃	○京都府土地利用基本計画の自然公園地域 の変更 (用地課)	506
○公共測量の実施 (用地課)	502	○都市計画法に基づく工事完了 (山城北土木事務所)	〃
		選挙管理委員会	
○土地改良区の定款変更の認可 (南丹広域振興局)	〃	○当選の効力に関する審査の申立てに対する裁決	507
○農用地利用配分計画の認可の申請 (経営支援・担い手育成課)	〃		

告 示

京都府告示第268号

土壤汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第1項の規定により、土地が特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を次のとおり指定する。

令和元年10月15日

京都府知事 西 脇 隆 俊

形質変更時要届出区域として指定する区域	土壤汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29号)第31条第1項及び第2項の基準に適合していない特定有害物質の名称
綴喜郡井手町大字多賀小字東北山7の9及び小字堀畑13の11	ふっ素及びその化合物

京都府告示第269号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和元年10月15日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 保安林予定森林の所在場所
南丹市美山町中磯木山10、11の2、11の3、12、13、16
- 指定の目的
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法

- ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
磯木山12（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を京都府南丹広域振興局農林商工部森づくり推進室及び京都府農林水産部森の保全推進課において縦覧に供する。なお、南丹市役所においてその図面及び関係書類を閲覧することができる。）



京都府告示第270号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次のとおり公共測量を実施する旨測量計画機関の長である国土交通省近畿地方整備局京都国道事務所長から通知があった。

令和元年10月15日
京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 測量の地域
京都市伏見区桃山最上町地先
- 2 測量の期間
令和元年8月26日から令和2年3月31日まで
- 3 測量の種類
公共測量（2級基準点測量）

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、亀岡市川東土地改良区の定款の変更を令和元年10月7日認可した。

令和元年10月15日
京都府知事 西 脇 隆 俊



土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、亀岡市亀岡中部土地改良区の定款の変更を令和元年10月7日認可した。

令和元年10月15日
京都府知事 西 脇 隆 俊



農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農地中間管理機構から農用地利用配分計画の認可申請があったので、同機構から提出のあった当該申請に係る農用地利用配分計画を次のとおり縦覧に供する。

なお、同条第3項の規定により、この公告に係る利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、当該農用地利用配分計画について、知事に意見書を提出することができる。

令和元年10月15日
京都府知事 西 脇 隆 俊

1 農用地利用配分計画の概要

申請年度	申請番号	賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
		氏名又は名称	住所地の市町村	
	第113号	株式会社アグリサポート夢	福知山市	福知山市大内梅ノ木3241ほか1筆
	第114号	木村 正典	与謝郡与謝野町	与謝郡与謝野町温江段垣3287ほか2筆

令和元年度	第115号	上田 茂生	京丹後市	京丹後市久美浜町金谷實塚792の1ほか4筆
		小幡 勝義	〃	〃 〃 〃 宮ノ下375の1
		小幡 哲	〃	〃 〃 〃 赤崎779
		小幡 松之	〃	〃 〃 〃 宮ノ上677の1ほか1筆
		小幡 護	〃	〃 〃 〃 今ゴ田699の1
		株式会社シー ス金太郎	〃	〃 〃 〃 市場堺121ほか15筆
		谷口 弘之	〃	〃 〃 〃 今ゴ田701の1ほか1筆
		中村 仁彦	〃	〃 〃 〃 宮ノ下382の1ほか4筆
		西村 登	〃	〃 〃 〃 赤崎778
		山口 義雄	〃	〃 〃 〃 宮ノ下378の1ほか4筆
		山下 育生	〃	〃 〃 〃 赤崎772
		山下 淳子	〃	〃 〃 〃 宮ノ下384の1ほか2筆
		山添 正幸	神戸市	〃 〃 〃 赤崎770ほか1筆
		山添 善明	京丹後市	〃 〃 〃 イカシマ448
	山本 萬治	〃	〃 〃 〃 實塚804の1	
第116号	後守 貴博	舞鶴市	舞鶴市西屋南田624	

2 縦覧場所

京都府農林水産部経営支援・担い手育成課

3 縦覧期間

令和元年10月15日から令和元年10月29日まで

4 意見書の提出先

京都府農林水産部経営支援・担い手育成課



京都府林地開発行為の手続に関する条例（平成23年京都府条例第25号）第3条の規定により、林地開発行為に係る事業計画書の提出があったので、その写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、事業計画書の内容について生活環境の保全の見地から意見を有する地域住民等は、意見書を知事に提出することができる。

令和元年10月15日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1(1) 林地開発行為をしようとする者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

三陽興業株式会社
代表取締役 吉川 栄求
城陽市中芦原68番地

- (2) 林地開発行為の目的
土石の採掘（砂利）
- (3) 林地開発行為をしようとする区域
城陽市富野長谷山1番249ほか(次の図のとおり)
- (4) 林地開発行為をしようとする区域の面積
26.7ヘクタール
- (5) 期間
ア 林地開発行為を行う期間
令和2年3月15日から令和5年3月14日まで
イ 林地開発行為が土石の採掘である場合の全体の

計画期間

昭和47年2月11日から令和19年3月14日まで

- (6) 生活環境に影響が生じるおそれの有無
有
- (7) 生活環境に影響が生じるおそれの種類、おそれがある範囲及びおそれを減じるための措置

おそれの種類	おそれがある範囲	おそれを減じるための措置
周辺道路の汚れ	城陽市奈島及び綴喜郡宇治田原町大字郷之口地内の一部に存する範囲(次の図のとおり)	場内の車両出入口にタイヤ洗浄機を設置し、運搬車両の汚れを除去する。 必要に応じ、随時道路の清掃を行う。
交通量の増加	〃	交通混雑及び事故発生を避けるため、運搬車両の運転手にチラシ及びポスターによる啓発を行い、通行の安全注意を徹底する。
粉じんの発生	城陽市富野、中、奈島及び綴喜郡宇治田原町大字郷之口地内の一部に存する範囲(次の図のとおり)	粉じん発生のおそれのあるときは、場内に散水を行い、粉じんの飛散を防止する。
濁水の発生	城陽市奈島地内の一部に存する範囲(次の図のとおり)	場内排水を沈砂容量を確保した防災池に集水し、泥分を沈下させた後に場外に排水する。
河川水量の増加	〃	場内排水を防災池に集水し、好天時に場外に排水する。

(8) 縦覧場所

- ア 京都府山城広域振興局農林商工部森づくり推進室
宇治市宇治若森7の6
- イ 京都府農林水産部森の保全推進課
京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
- ウ 城陽市まちづくり活性部農政課
城陽市寺田東ノ口16、17
- エ 宇治田原町建設事業部建設環境課
綴喜郡宇治田原町大字荒木小字西出10番地
- オ 三陽興業株式会社
城陽市中芦原68番地

(9) 縦覧期間

令和元年10月15日(火)から令和元年11月14日(木)まで

(10) 意見書の提出期間及び提出先

- ア 提出期間
令和元年10月15日(火)から令和元年11月14日(木)まで

イ 提出先

〒611-0021 宇治市宇治若森7の6
京都府山城広域振興局農林商工部森づくり推進室

(「次の図」は、省略し、その図面を(8)の場所において縦覧に供する。)

- 2(1) 林地開発行為をしようとする者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
株式会社城南工建
代表取締役 古瀬 善啓
城陽市中芦原27番地の1
- (2) 林地開発行為の目的
土石の採掘(砂利)
- (3) 林地開発行為をしようとする区域
城陽市中山120番13ほか(次の図のとおり)
- (4) 林地開発行為をしようとする区域の面積
4.7ヘクタール
- (5) 期間
ア 林地開発行為を行う期間
令和2年3月22日から令和5年3月21日まで
イ 林地開発行為が土石の採掘である場合の全体の計画期間
昭和47年12月から令和16年3月21日まで
- (6) 生活環境に影響が生じるおそれの有無
有
- (7) 生活環境に影響が生じるおそれの種類、おそれがある範囲及びおそれを減じるための措置

おそれの種類	おそれがある範囲	おそれを減じるための措置
周辺道路の汚れ	城陽市中地内の一部に存する範囲(次の図のとおり)	場内から国道307号までの通路にタイヤ洗い場を設置し、運搬車両の汚れを除去する。
交通量の増加	〃	交通混雑及び事故発生を避けるため、運搬車両の運転手にチラシ及びポスターによる啓発を行い、通行の安全注意を徹底する。
粉じんの発生	〃	粉じん発生のおそれのあるときは、場内に散水を行い、粉じんの飛散を防止する。
濁水の発生	〃	場内排水を沈砂容量を確保した防災池に集水し、泥分を沈下させた後に場外に排水する。
河川水量の増加	〃	場内排水を防災池に集水し、好天時に場外に排水する。

<p>(8) 縦覧場所 ア 京都府山城広域振興局農林商工部森づくり推進室 宇治市宇治若森7の6 イ 京都府農林水産部森の保全推進課 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町 ウ 城陽市まちづくり活性部農政課 城陽市寺田東ノ口16、17 エ 株式会社城南工建 城陽市中芦原27番地の1</p> <p>(9) 縦覧期間 令和元年10月15日(火)から令和元年11月14日(木)まで</p> <p>(10) 意見書の提出期間及び提出先 ア 提出期間 令和元年10月15日(火)から令和元年11月14日(木)まで イ 提出先 〒611-0021 宇治市宇治若森7の6 京都府山城広域振興局農林商工部森づくり推進室</p> <p>(「次の図」は、省略し、その図面を(8)の場所において縦覧に供する。)</p> <p>3(1) 林地開発行為をしようとする者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地 近畿砂利協同組合 代表理事 桧原 信司 城陽市富野荒見田51番地 京明ビル2階</p> <p>(2) 林地開発行為の目的 土石の採掘(砂利)</p> <p>(3) 林地開発行為をしようとする区域 城陽市中芦原8番ほか(次の図のとおり)</p> <p>(4) 林地開発行為をしようとする区域の面積 17.8ヘクタール</p> <p>(5) 期間 ア 林地開発行為を行う期間 令和2年3月22日から令和5年3月21日まで イ 林地開発行為が土石の採掘である場合の全体の計画期間 昭和63年3月から令和16年3月21日まで</p> <p>(6) 生活環境に影響が生じるおそれの有無 有</p> <p>(7) 生活環境に影響が生じるおそれの種類、おそれがある範囲及びおそれを減じるための措置</p>	<table border="1"> <tr> <td></td> <td></td> <td>水及び周辺道路の清掃を行う。</td> </tr> <tr> <td>交通量の増加</td> <td>城陽市中地内の一部に存する範囲(次の図のとおり)</td> <td>交通混雑及び事故発生を避けるため、運搬車両の運転手にチラシ及びポスターによる啓発を行い、通行の安全注意を徹底する。</td> </tr> <tr> <td>粉じんの発生</td> <td>〃</td> <td>粉じん発生のおそれのあるときは、場内に散水を行い、粉じんの飛散を防止する。</td> </tr> <tr> <td>濁水の発生</td> <td>〃</td> <td>場内排水を沈砂容量を確保した防災池に集水し、泥分を沈下させた後に場外に排水する。</td> </tr> <tr> <td>河川水量の増加</td> <td>〃</td> <td>場内排水を防災池に集水し、好天時に場外に排水する。</td> </tr> </table> <p>(8) 縦覧場所 ア 京都府山城広域振興局農林商工部森づくり推進室 宇治市宇治若森7の6 イ 京都府農林水産部森の保全推進課 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町 ウ 城陽市まちづくり活性部農政課 城陽市寺田東ノ口16、17 エ 近畿砂利協同組合 城陽市富野荒見田51番地 京明ビル2階</p> <p>(9) 縦覧期間 令和元年10月15日(火)から令和元年11月14日(木)まで</p> <p>(10) 意見書の提出期間及び提出先 ア 提出期間 令和元年10月15日(火)から令和元年11月14日(木)まで イ 提出先 〒611-0021 宇治市宇治若森7の6 京都府山城広域振興局農林商工部森づくり推進室</p> <p>(「次の図」は、省略し、その図面を(8)の場所において縦覧に供する。)</p> <p>4(1) 林地開発行為をしようとする者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地 城陽石産株式会社 代表取締役 多田 隆二 城陽市寺田大谷141番地の1</p> <p>(2) 林地開発行為の目的 土石の採掘(洗浄選別)</p> <p>(3) 林地開発行為をしようとする区域</p>			水及び周辺道路の清掃を行う。	交通量の増加	城陽市中地内の一部に存する範囲(次の図のとおり)	交通混雑及び事故発生を避けるため、運搬車両の運転手にチラシ及びポスターによる啓発を行い、通行の安全注意を徹底する。	粉じんの発生	〃	粉じん発生のおそれのあるときは、場内に散水を行い、粉じんの飛散を防止する。	濁水の発生	〃	場内排水を沈砂容量を確保した防災池に集水し、泥分を沈下させた後に場外に排水する。	河川水量の増加	〃	場内排水を防災池に集水し、好天時に場外に排水する。
		水及び周辺道路の清掃を行う。														
交通量の増加	城陽市中地内の一部に存する範囲(次の図のとおり)	交通混雑及び事故発生を避けるため、運搬車両の運転手にチラシ及びポスターによる啓発を行い、通行の安全注意を徹底する。														
粉じんの発生	〃	粉じん発生のおそれのあるときは、場内に散水を行い、粉じんの飛散を防止する。														
濁水の発生	〃	場内排水を沈砂容量を確保した防災池に集水し、泥分を沈下させた後に場外に排水する。														
河川水量の増加	〃	場内排水を防災池に集水し、好天時に場外に排水する。														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>おそれの種類</th> <th>おそれがある範囲</th> <th>おそれを減じるための措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>周辺道路の汚れ</td> <td>城陽市中地内の一部に存する範囲(次の図のとおり)</td> <td>場内の車両出入口にタイヤ洗い場を設置し、運搬車両の汚れを除去する。 また、必要に応じ、場内の通路部分への散</td> </tr> </tbody> </table>	おそれの種類	おそれがある範囲	おそれを減じるための措置	周辺道路の汚れ	城陽市中地内の一部に存する範囲(次の図のとおり)	場内の車両出入口にタイヤ洗い場を設置し、運搬車両の汚れを除去する。 また、必要に応じ、場内の通路部分への散										
おそれの種類	おそれがある範囲	おそれを減じるための措置														
周辺道路の汚れ	城陽市中地内の一部に存する範囲(次の図のとおり)	場内の車両出入口にタイヤ洗い場を設置し、運搬車両の汚れを除去する。 また、必要に応じ、場内の通路部分への散														

- 城陽市寺田大谷141番1ほか（次の図のとおり）
- (4) 林地開発行為をしようとする区域の面積
6.0ヘクタール
- (5) 期間
ア 林地開発行為を行う期間
令和2年3月28日から令和5年3月27日まで
イ 林地開発行為が土石の採掘である場合の全体の計画期間
昭和36年12月から令和26年3月27日まで
- (6) 生活環境に影響が生じるおそれの有無
有
- (7) 生活環境に影響が生じるおそれの種類、おそれがある範囲及びおそれを減じるための措置

おそれの種類	おそれがある範囲	おそれを減じるための措置
周辺道路の汚れ	城陽市寺田地内に存する範囲（次の図のとおり）	場内の車両出入口にタイヤ洗い場を設置し、運搬車両の汚れを除去する。
交通量の増加	〃	交通混雑及び事故発生を避けるため、運搬車両の運転手にチラシ及びポスターによる啓発を行い、通行の安全注意を徹底する。
粉じんの発生	〃	粉じん発生のおそれのあるときは、場内に散水を行い、粉じんの飛散を防止する。
濁水の発生	〃	場内排水を沈砂容量を確保した防災池に集水し、泥分を沈下させた後に場外に排水する。
河川水量の増加	〃	場内排水を防災池に集水し、好天時に場外に排水する。

- (8) 縦覧場所
ア 京都府山城広域振興局農林商工部森づくり推進室
宇治市宇治若森7の6
イ 京都府農林水産部森の保全推進課
京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
ウ 城陽市まちづくり活性部農政課
城陽市寺田東ノ口16、17
エ 城陽石産株式会社
城陽市寺田大谷141番地の1
- (9) 縦覧期間
令和元年10月15日（火）から令和元年11月14日（木）まで

- (10) 意見書の提出期間及び提出先
ア 提出期間
令和元年10月15日（火）から令和元年11月14日（木）まで
イ 提出先
〒611-0021 宇治市宇治若森7の6
京都府山城広域振興局農林商工部森づくり推進室
（「次の図」は、省略し、その図面を(8)の場所において縦覧に供する。）



国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第9条第1項の規定により、京都府土地利用基本計画に定める次の自然公園地域の区域を変更したので、その関係図書を京都府建設交通部用地課において縦覧に供する。

令和元年10月15日
京都府知事 西 脇 隆 俊

変更する自然公園地域
京都自然公園地域



都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項に関する工事が次のとおり完了した。

令和元年10月15日
京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 工事が完了した開発区域に含まれる地域
京田辺市草内中垣内33の1の一部、33の2の一部、36の一部、36の1、36の2、37の1、38の一部、40、市有地
（関連区域）
市有地
- 2 開発許可を受けた者の住所及び名称
京田辺市草内沢29の1
小林商事株式会社

選 挙 管 理 委 員 会

京都府選挙管理委員会告示第46号

平成31年4月21日執行の京田辺市議会議員一般選挙における当選の効力に関する審査の申立てについて、次のとおり裁決した。

令和元年10月15日

京都府選挙管理委員会
委員長 梅原 勲

裁 決 書

審査申立人

上記審査申立人から令和元年6月24日付けで提起された平成31年4月21日執行の京田辺市議会議員一般選挙における当選の効力に関する審査の申立てについて、当委員会は次のとおり裁決する。

主 文

この審査の申立てを棄却する。

審査の申立ての要旨

審査申立人（以下「申立人」という。）は、平成31年4月21日執行の京田辺市議会議員一般選挙（以下「本件選挙」という。）の当選人（以下「当選人」という。）に係る当選の効力に関する異議の申出（以下「本件申出」という。）について、京田辺市選挙管理委員会（以下「市委員会」という。）が、令和元年6月4日付けで申立人の申出を棄却する決定（以下「原決定」という。）をしたので、これを不服とし、当委員会に対し、原決定を取り消すとともに、当選人の当選を取り消すとの裁決を求めるものである。

申立人は、当選人は京田辺市内に生活実態がなく、本件選挙の被選挙権がないことから、当選人の当選は取り消すべきと主張している。

審査申立書、異議申出書、令和元年5月21日付け「異議申出書に対する証拠書類等」及び同月27日に行われた市委員会からの質問に対する回答に基づき、その理由とするところを要約すれば、次のとおりである。

- 1 当選人のガス及び電気の使用量は、ガス会社や電気会社が公に示す一人暮らしの平均使用量と比較すれば著しく低いことは明らかである。
- 2 本件申立てに関する生活実態に係る立証責任は当選人にあり、市委員会に対し、当選人から、ガス代金、電気料金等の資料を提出させることに加え、携帯電話の中継基地局履歴について本人同意に基づき調査することを求めているが、市委員会において、携帯電話の中継基地局履歴について調査した形跡がない。

裁決の理由

当委員会は、本件審査の申立てを受理し、市委員会に弁明書及び関係書類の提出を求めるとともに、当選人に対して関係資料等の提出を求め、併せて関係各所の現地調査を行い、慎重に審理を行った。

公職選挙法における住所とは、各人の生活の本拠をもって、その者の住所と考えるものとされているが、特に「選挙に関しては住所は一人につき一ヶ所に限定されているものと解すべき」（昭和23年12月18日最高裁判所判決）であって、住所の認定に当たっては、「その人の生活にもつとも関係の深い一般的生活、全生活の中心をもつてその者の住所と解す」（昭和35年3月22日最高裁判所判決）とされ、「一定の場所が住所に当たるか否かは、客観的な生活の本拠たる実体を具備しているか否かによって決すべきものであるから、主観的に住所を移転させる意思があることのみをもって直ちに住所の設定、喪失を生ずるものではなく、また、住所を移転させる目的で転出届がされ、住民基本台帳上転出の記録がされたとしても、実際に生活の本拠を移転していなかったときは、住所を移転したものと扱うことはできない」（平成9年8月25日最高裁判所判決）とされている。

こうした観点から、当委員会が申立人の主張について審理した結果は次のとおりである。

1 当委員会が認定した事実等

(1) 市委員会から提出された証拠物件及び資料並びに当委員会が実施した調査により、次の事実が認められる。

- ア 当選人は、平成30年7月6日に (以下「前住所地」という。) から京田辺市 (以下「現住所地」という。) に転入した旨を、同日、京田辺市長に届け出た。
- イ 当選人は、平成30年6月に現住所地の居宅に係る賃貸契約を締結した。
- ウ 当選人は、現住所地の居宅を単身で使用していた。
- エ 当選人は、平成30年7月頃、現住所地がある地区の区長に挨拶に行き、地元区自治会 (以下「自治会」という。) に入会したい旨を伝えた。会費納入時期及び班編制の関係から、直ちに入会することはなかったものの、平成30年9月5日に区費 (1,500円) を支払い、自治会に入会した。
- オ 当選人は、平成30年8月から令和元年7月までの間、現住所を宛先とした郵便物又は宅配物を、少なくとも8回は受領した。
- カ 当選人は、平成30年8月28日から同年11月13日までの間に、クレジットカードに関する住所を、前住所地から現住所地へと変更した。
- キ 当選人は、現住所地近隣の店舗において平成30年8月から平成31年4月までの間に買物、飲食等がなされたことを示すレシートを、市委員会に対して提出した。
なお当該レシートには、一部を除き宛名は記載されていない。
- ク 当選人は、平成30年中に京田辺市の国民健康保険に加入し、同市に国民健康保険税を支払った。
- ケ 現住所地の居宅における電気の使用量等は、次表のとおりであった。

請求年月分	使用期間	当年使用量	請求額
平成30年7月	7月5日～7月12日	7 kWh	
平成30年8月	7月13日～8月16日	70 kWh	
平成30年9月	8月17日～9月13日	88 kWh	
平成30年10月	9月14日～10月14日	154 kWh	
平成30年11月	10月15日～11月13日	138 kWh	
平成30年12月	11月14日～12月13日	233 kWh	
平成31年1月	12月14日～1月17日	160 kWh	
平成31年2月	1月18日～2月14日	87 kWh	
平成31年3月	2月15日～3月14日	69 kWh	
平成31年4月	3月15日～4月14日	135 kWh	

- コ 現住所地の居宅におけるガスの使用量等は、次表のとおりであった。
なお、電気の使用の開始に比べ、ガスの開栓は2箇月程度遅れて行われた。

請求年月分	使用期間	当年使用量	請求額
平成30年10月	9月6日～10月2日	2 m ³	
平成30年11月	10月3日～11月2日	5 m ³	
平成30年12月	11月3日～12月4日	4 m ³	
平成31年1月	12月5日～1月8日	4 m ³	
平成31年2月	1月9日～2月4日	2 m ³	

平成31年 3月	2月5日～3月6日	1 m ²	
平成31年 4月	3月7日～4月3日	3 m ²	

サ 水道料金は固定金額（2,000円／月）の請求がなされており、戸別の水道メーターの検針は行われていない。
シ 令和元年5月24日午後2時に市委員会が現地調査した際、現住所地の居宅には、電子レンジ、冷蔵庫、ベッド、カーテン、机、パソコン、掃除機、扇風機等があり、照明器具及びエアコンが備え付けられ、食器類や洗面用具等の生活雑貨も置かれていた。

なお、ガスコンロ及び洗濯機は設置されていなかった。

ス 当選人は、現住所地に転入する前は前住所地において父母と同居しており、前住所地については、当選人転居後も父母が居住している。

セ 令和元年9月5日に実施した当委員会の現地調査において、現住所地のマンションを管理する管理会社の社員から、退去の際立ち会った印象としては生活感のある部屋であった、という証言を得た。

ソ 当委員会が、当選人の携帯電話の中継基地局履歴を調査するため、令和元年8月28日付け元選第409号により、当選人に対して調査に関する同意書の提出を求めたところ、当選人は、令和元年9月3日付け文書により、同意書を提出しない旨回答した。

(2) 当選人の主張は、令和元年5月14日付け「異議申出書の反論」、同月27日に行われた市委員会からの質問に対する回答及び同年9月3日付け「異議申出書の反論」に基づき要約すると、次のとおりである。

ア 平成30年7月から現住所地に居住し、住民票も京田辺市に移している。

イ 自治会に平成30年9月から入会しており、地区での体育祭の手伝いや、文化祭に参加するなど地域活動に参加していた。

また、マンション居住で自治会に入会しているものが少なく、平成31年2月まで班に入ることができなかったため、10月頃から毎月2日・16日頃の平日午前9時から正午までの間に、地区の公民館に区内の配布物を直接取りに行っていた。

ウ ガスを遅れて開栓したのは、少しずつ京田辺市に移行していたからであり、8月、9月頃から本格的に京田辺市において生活を始めたためである。

エ 仕事は、Webページ等に関するプログラムの作成等を行っており、自宅で作業をする場合もあれば、東京や大阪などの顧客の現場で働くこともある。

オ 平成31年1月以降に関しては、他の選挙の手伝いがあったことや、出張先で働く仕事が多かったことから多忙であったため、外で仕事や入浴した後、自宅には夜遅く寝に帰るだけであったことも多かった。

カ 洗濯については、下着等の手洗いが主体であり、大きな洗濯物はコインランドリーを使用していた。また、インドア系の仕事のため洗濯物は少なめであった。

キ 独り暮らしであること、仕事が繁忙期であったこと、また、出先のどこでも仕事ができるワーク・ライフスタイルであることから、電気、ガス、水道等の生活費の変動だけで居住実態の有無を判断する根拠とするのは不十分である。

ク 前住所地には、引っ越しの際に忘れたものを取りに行くほか、正月の時期や親戚が来た際などは帰ることはあったが、頻繁に実家に寄ることはなかった。

ケ 携帯電話の中継基地局履歴については、居住実態を証明するための判断材料としては不適切であり、提出の必要性を感じない。

(3) 市委員会の弁明の内容は次のとおりである。

ア 市委員会における調査結果や、当選人の陳述等を総合的に判断し、当選人が京田辺市へ転入する主観的意思を有し、また、現住所地において生活の本拠を有すると認め、審査請求人が主張する中継基地局履歴の確認は不要であると判断した。

イ 仮に、中継基地局履歴の確認を行い、京田辺市以外の地域における携帯電話の使用が多くあったとしても、当該地域において携帯電話を使用したことを示すにとどまり、市委員会の棄却決定を覆す決定的な理由とはなり得ない。

ウ 申立人は、当選人の電気及びガスの使用量が平均よりも低いことを指摘するが、平均値とは、多様な居宅の状況及び生活様式を均したものであり、その値より相対的に使用量が低いことをもって、当選人が現住所地に生活の本拠を置いていなかったことを立証するものではない。

2 当委員会の判断

当委員会が、上記1(1)の認定した事実、上記1(2)の当選人の主張及び上記1(3)の市委員会の弁明を基に当選人の住所について審理した結果は、次のとおりである。

(1) 申立て理由1について

申立人は、当選人のガス及び電気の使用量が、一人暮らしの平均使用量と比較して著しく低いことは明らかであり、当選人は現住所地に住所を有しておらず、本件選挙の被選挙権はなかった旨主張する。

ア 電気及びガスの平均使用量について

総務省統計局実施の家計調査によると、男性単身勤労世帯1世帯の1月当たりの電気及びガスの支出金額は、次のとおりである。

	平成30年7月～9月	平成30年10月～12月	平成31年1月～3月	平成31年4月～ 令和元年6月
電気	4,335円	3,694円	4,806円	4,039円
ガス	2,002円	1,939円	2,367円	2,679円

※ 総務省家計調査【第2表 男女、年齢階級別1世帯当たり1箇月間の収入と支出（単身世帯）】に基づき作成

当選人の現住所地における電気及びガスの支出額と上記調査の支出額を、当選人が現住所地において本格的に生活を開始したと主張する平成30年9月から比較すると、

- ① 平成30年9月14日から平成31年1月17日までの電気及び平成30年10月3日から平成31年1月8日までのガスに係る支出については、家計調査の支出額を若干下回るものであったこと。
- ② 平成31年1月から3月までの使用分に係る支出については、電気、ガスともに、家計調査の支出額の半分程度であったこと。
- ③ 当選人の電気及びガスに係る支出の状況は、平成30年11月14日から12月13日までの使用分の電気代を除き、いずれの支出額も、家計調査が示す男性単身勤労世帯の1月当たり支出額を下回っていること。

が認められる。

イ 上記アに記載のとおり、当選人の電気及びガスの支出額は、平均的な支出額より低額であったことが認められる。

しかしながら、当選人が本格的に京田辺市において居住し始めたと主張する平成30年9月頃から12月頃までの支出額は、平均値と比較しても若干下回る程度のものであること、また、平成31年1月から3月までの使用量が少量となっているものの、選挙や出先での仕事等により、自宅に滞在する時間が短くなり、電気、ガス等の使用量が少量となることは通常考えられることであり、少量といえども一定の使用量が認められることから、電気、ガスの使用量が平均より少なかったことは、生活の本拠がなかったことを証明するものとはならない。

ウ また、住民票を京田辺市に移したこと（1(1)ア）、自治会に加入したこと（1(1)エ）、現住所宛ての郵便物等を受領していたこと（1(1)オ）、現住所地の居宅に、生活に必要な家具、生活雑貨等が存在していたこと（1(1)シ）、管理会社社員が退去の立ち合いの際、生活感のある部屋であったという印象をもったこと（1(1)セ）などは、個々には現住所地が当選人の生活の本拠であったことを証明することができるものではないが、現住所地が生活の本拠であったことを示す証拠となるものである。

エ 以上のとおり、電気及びガスの使用量は、現住所地に生活の本拠がなかったことを示すとはいえず、むしろ、一定電気及びガスの使用量があったことに加え、ウの各事情を総合すると、当選人の生活の本拠は現住所地にあったと認められ、申立て理由1に理由はない。

(2) 申立て理由2について

申立人は、市委員会における本件申出の審理の際、携帯電話の中継基地局履歴について本人同意に基づき調査すべきであったのに、市委員会において調査を怠っている旨主張する。

ア 携帯電話の中継基地局履歴について

申立人が主張する「携帯電話の中継基地局履歴」（以下「基地局履歴」という。）とは、「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン（平成29年総務省告示第152号。最終改正平成29年総務省告示第297号）の解説」P.114において「位置登録情報」と記載されているものの履歴を指すと思われる。

当該情報は、携帯電話等の所持者が中継基地局のエリアを移動するごとに基地局に送られ保存されるものであり、基地局履歴は、生活の本拠の認定に資するものと思われる。

イ 1(1)ソに記載のとおり、当委員会から当選人に対して基地局履歴の調査のための同意書の提出を求めたところ、当選人からは同意書を提出しない旨回答があったため、当委員会は基地局履歴について調査することができなかった。

ウ 当選人が基地局履歴の調査への協力を拒否したことで、基地局履歴を事実認定に用いることはできなくなったが、もとより当該調査への協力は任意のものである。

エ また、申立人は、市委員会が基地局履歴を調査しなかったことを不服としているが、異議申出の審理手続きにおいて申出人が調査すべきとしたことを調査しなければならないとする規定はなく、当該調査をしなかったこと

により当選人の住所認定ができなかったとも認められないことから、市委員会の審理手続に瑕疵があったと認めることはできず、申立て理由2に理由はない。

以上の審理の結果、申立人の主張にはいずれも理由がなく採用することはできない。
よって、当委員会は主文のとおり裁決する。

令和元年10月9日

京都府選挙管理委員会
委員長 梅原 勲